



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月13日金曜日 第2117号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	988
地籍調査の成果の認証.....	988
土地改良事業の工事の完了.....	988
保安林予定森林にする旨の通知.....	988
保安林の指定の解除.....	990
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	990
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	990
新たな土地改良事業の施行の認可.....	990
道路の供用開始(県道蕪崎土居線).....	990
道路の位置の指定.....	990

開発行為に関する工事の完了(2件).....	991
道路の位置の指定(2件).....	991
道路の供用開始(県道美川小田線).....	991
道路の区域変更(一般国道378号).....	992
道路の供用開始(一般国道378号).....	992
道路の区域変更(一般国道378号).....	992
道路の供用開始(一般国道378号).....	992

公 告

争議行為の通知の公表.....	993
-----------------	-----

雑 報

公示による通知.....	993
--------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1373号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
トマト薬局三番町店	松山市三番町三丁目6-2	株式会社トマト	精神通院医療(薬局)	平成21年11月1日
有限会社ウチマスファーマシー並松調剤薬局	宇和島市並松一丁目1-40	有限会社ウチマスファーマシー並松調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成21年11月1日
桑の実薬局	松山市桑原四丁目16番13号	株式会社メディック・ユー	精神通院医療(薬局)	平成21年11月1日

○愛媛県告示第1374号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	長浜町仁久の一部	平成19年度から平成20年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿
東温市	河之内、滑川の各一部	平成19年度から平成20年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿
松前町	大字東古泉、西古泉及び筒井の一部	平成19年度から平成20年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成21年11月13日

○愛媛県告示第1375号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	明神鼻地区	平成21年3月12日

○愛媛県告示第1376号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字新出甲3490、甲3492、甲3494、甲3503、字坪ノ内甲3505

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新出甲3490・甲3492・甲3494・字坪ノ内甲3505（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市上林字長林寺乙300、乙304

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長林寺乙300・乙304（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市平岡字八ノラ谷293の1、293の2、312の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八ノラ谷293の1・293の2・312の1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字デノウ子丙157の2、丙174、丙181

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字デノウ子丙157の2・丙181（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、丙174

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒2397から2405まで、2419から2431まで、2433から2435まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字目黒2420から2422まで・2435（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市両澤字大山乙1、乙3から乙6まで、字長通甲9、甲12の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町串字宮ノ下乙758の1、字後口乙760

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1377号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年11月13日

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市二神乙128の4
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1378号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
愛第3号	南宇和郡愛南町御荘平城3636番地1	指定金融機関 伊予銀行 愛南支店	南宇和郡愛南町御荘平城3636番地1	平成21年8月24日

○愛媛県告示第1379号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
御第12号の1	南宇和郡愛南町城辺甲2067番地	指定金融機関 伊予銀行 城辺支店	南宇和郡愛南町城辺甲2067番地	平成21年8月21日
御第13号の1	南宇和郡愛南町船越752番地	指定金融機関 伊予銀行 船越支店	南宇和郡愛南町船越752番地	平成21年8月21日

○愛媛県告示第1380号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・東谷ポンプ地区)

の施行を平成21年11月5日認可した。

平成21年11月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第1381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村639番3から 同町土居292番3まで	平成21年11月13日

○愛媛県告示第1382号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定年月日及び番号
平成21年11月5日 21東四土(道)第6号
- 2 道路の位置
四国中央市下柏町字東仙房514番1の一部
幅員 4.00メートル

延長 28.15メートル

- 3 申請人の住所及び氏名
四国中央市川之江町2984
有限会社ジャスト
代表取締役 白石 一忠
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1383号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成21年11月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第33号 平成21年11月2日	伊予郡松前町大字永田字長通375番6	伊予郡松前町大字筒井731番地6 黒 田 秀 雄

○愛媛県告示第1384号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成21年11月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第34号 平成21年11月2日	伊予郡松前町大字鶴吉字加佐浦569番3及び同字570番3	伊予郡砥部町高尾田648番地 高尾田宿舍105号 池 田 大 介

○愛媛県告示第1385号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定
により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 1 指定年月日及び番号
平成21年11月4日 21中建築(道)第4号
- 2 道路の位置
伊予郡松前町大字筒井字宗意箱新田1088番9及び1088番24並び
に大字浜字仁右衛門1154番1及び1154番5
幅員 4.00メートル
延長 32.04メートル
- 3 申請人の住所及び氏名
伊予郡松前町大字浜775番地1
株式会社コーシンコンストラクション
代表取締役 福 柁 浩 司
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1386号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定
により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 指定年月日及び番号
平成21年11月4日 21南局建築 道第2号
- 2 道路の位置
南宇和郡愛南町御荘平城1257番1の一部
幅員 6.00メートル
延長 41.69メートル
- 3 申請人の住所及び氏名
南宇和郡愛南町御荘平城4174番地
有限会社幸田建設
代表取締役 幸 田 寛
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4125番3から 同町上川4131番まで	平成21年11月13日

○愛媛県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木7番耕地11番4地先から 同町周木7番耕地11番4まで	旧	メートル 48~24.2	キロメートル 0.292	
		西予市三瓶町周木6番耕地280番3地先から 同町周木6番耕地280番3まで	新	48~58.6 86~90.6	0.292 0.168	

○愛媛県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木7番耕地11番4から 同町周木6番耕地280番3まで	平成21年11月16日

○愛媛県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生甲126番1地先から 同町垣生丙14番18地先まで	旧	メートル 4.0~11.5	キロメートル 0.260	
		西予市三瓶町垣生丙1番17から 同町垣生丙14番18地先まで	新	4.0~27.6 13.4~27.6	0.260 0.202	

○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生丙1番17から 同町垣生丙14番18地先まで	平成21年11月16日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成21年11月4日あったので公表する。

平成21年11月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2009年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2009年11月15日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢1丁目10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○公示による通知

萩森喜惣治、鳶岩重吉、萩森源治、萩森元三郎、萩森祐七、萩森徳平、萩森吉蔵、萩森本治、萩森定八、萩森為吉、萩森文太郎、萩森只太郎、小出長太郎、萩森熊太郎、萩森伊勢松、萩森午太郎、萩森宇太郎、萩森孫吉、萩森彦十郎、小出伊平、松本常八、萩森喜平太、松本傳七、松本新八、小出利平、佐藤庄七、松本吉三郎、松本辰治、松本長治郎、松本平七、松本九十郎、松本亀蔵、松本伊三郎、松本七平、松本與平治、宇都宮友治、松本七蔵、宇都宮傳太郎、宇都宮兼太郎、松本安太郎、萩森安吉、宇都宮善太郎（愛媛県西予市宇和町皆田451番の登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成21年12月3日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年11月13日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成21年11月2日付け21媛収第16-8号審理の開催について（審理開催の通知）